

第2期まくべつ健康21 中間評価・改訂版（案）

【計画案の概要】

第2期まくべつ健康21は「健康寿命の延伸」を基本目標として平成25～34年度を計画期間としています。今年度を計画の中間年として施策の成果を検証し、国の制度改正や社会情勢の変化に対応するため中間評価を行い、新たな分野を盛り込む形で計画の見直しを行いました。

▶重点的に取り組む事項

①主要な生活習慣病の発症予防と重病化予防

- (1) 特定健康診査およびがん検診の受診率の向上
 - …健康ポイントラリー事業の実施、対象者の特性に合わせた通知などによる個別の受診勧奨の強化
- (2) 生活習慣病の重症化予防
 - …健診等の結果から、糖尿病や高血圧症の治療に至らないよう、生活の見直しと実践の継続支援

②健康に関する生活習慣および社会環境の改善

- (1) 栄養・食生活の改善
 - …幼児と保護者、小学生を対象とした料理教室の実施
 - …野菜の摂取量を増やすための普及活動の実施
- (2) 身体活動・運動・休養の改善
 - …運動習慣の普及のため、各種運動講座の開催とイベント等を通じてスポーツに親しまちづくりの推進
- (3) 適正な飲酒・喫煙習慣の改善
 - …飲酒と喫煙が健康に及ぼす影響の啓発
 - …公共施設の敷地内禁煙・施設内禁煙の推進
- (4) 歯・口腔状態の改善
 - …町内歯科医院での歯科健診の実施
 - …定期的な歯科健診の必要性を周知

③いのち支える体制の強化（自殺対策行動計画）

- (1) 地域におけるネットワークの強化
 - …地域で孤立することのないよう、町民・地域・行政による協働のまちづくり推進
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
 - …役場職員に対する、職員研修等の実施
- (3) 町民への啓発と周知
 - …「こころの健康相談」などの相談窓口の周知
- (4) 「生きることの促進要因」の支援
 - …対象者に合わせた相談体制の充実
- (5) 働き盛りの30～50歳代への対策
 - …健康問題、生活困窮など相談者の要因に応じて関係機関と連携を図ることによる、有効な支援の実施

【資料の閲覧場所】

役場1階ロビー、忠類総合支所1階ロビー、糠内出張所、札内コミュニティプラザ、保健福祉センター、忠類ふれあいセンター福寿

町ホームページ（トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント）

【問い合わせ・提出先】 保健課健康推進係（〒089-0692 幕別町本町130番地1）

☎ 54-3812 FAX 54-3839 ✉ kenkou@town.makubetsu.lg.jp

共通事項

【意見を提出できる方】

町内に住所を有している方、町内に通勤または通学している方、町内に事務所または事業所を有する方、パブリックコメント（住民意見募集）手続きに関する事案に利害関係を有する方

【意見の提出方法】

資料の閲覧場所に備え付けの「意見の提出書」または、意見を記入した用紙（様式は問いません）に、計画の名称、住所、氏名、電話番号を記載して問い合わせ先に持参、郵送、FAX、電子メールで提出してください。

※「意見の提出書」は町ホームページからもダウンロードできます。

【注意事項】

- ①障がいなどの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受付できません。
- ②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙等で公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。
- ③意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものについては、意見として取り扱いませんのでご了承ください。

第6次幕別町生涯学習中期計画（案）

【計画案の概要】

第6期幕別町総合計画のメインテーマである『みんながつながる 住まいる まくべつ』の実現を目指し、町民が主体的に生涯にわたって学習活動を行い、それぞれのライフステージに応じ、生き生きとした人生を送るための町民の学習活動を総合的に支援する施策の体系として策定するもので、本町の生涯学習に関する施策の総合的な推進を図ることを目的としています。

▶重点的に取り組む事項

①国内交流や国際交流の推進

- (1) 国内交流の推進
- (2) 国際交流の推進

②豊かな人生を育む生涯学習の推進

- (1) 学習プログラムの充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 指導者・団体の育成
- (4) 学習・活動機会の充実
- (5) 施設の機能充実
- (6) 図書館機能の拡充

③「生きる力」を育む学校教育の推進

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 小中学校教育の充実
- (3) 教育施設の整備
- (4) 高等学校教育・特別支援学校の支援

④青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年の健全育成

⑤芸術・文化活動の振興

- (1) 芸術文化活動の支援と人材育成
- (2) 芸術・文化事業の推進
- (3) 芸術・文化鑑賞機会の拡充

⑥歴史的文化の保存・伝承

- (1) 施設の充実
- (2) 歴史的文化の保存・継承と活用
- (3) アイヌ文化の保存振興と理解の促進

⑦健康づくりとスポーツ活動の振興

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) 指導者・組織の育成と支援
- (3) 社会体育施設の整備拡充と有効活用
- (4) パークゴルフの振興

【資料の閲覧場所】

役場1階ロビー、忠類総合支所1階ロビー、糠内出張所、札内コミュニティプラザ、忠類ふれあいセンター福寿、幕別南コミセン、幕別北コミセン、札内北コミセン、札内南コミセン、札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター、図書館本館、百年記念ホール

町ホームページ（トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント）

【問い合わせ・提出先】 幕別町教育委員会生涯学習課（〒089-0604 幕別町錦町98番地）

☎ 54-2006 FAX 54-4714 ✉ shakaikyoikukakari@town.makubetsu.lg.jp

幕別町教育大綱（案）

【計画案の概要】

本町の教育行政を推進するための基本方針となるもので、「第6期幕別町総合計画」の基本構想をもとに、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を示すものです。事業の実施にあたっては、「第6次幕別町生涯学習中期計画」や国が定める「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、町の現状に即し、効率的かつ効果的に施策を推進します。

【資料の閲覧場所】

役場1階ロビー、忠類総合支所1階ロビー、糠内出張所、札内コミュニティプラザ、忠類ふれあいセンター福寿、幕別南コミセン、幕別北コミセン、札内北コミセン、札内南コミセン、札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター、図書館本館、百年記念ホール

町ホームページ（トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント）

【問い合わせ・提出先】 政策推進課（〒089-0692 幕別町本町130番地1）

☎ 54-6610 FAX 54-3727 ✉ seisakuuishinka@town.makubetsu.lg.jp

皆さんからの意見を募集します パブリックコメント

募集期間
1/15(火)
～
2/15(金)

パブリックコメントとは

計画や方針などを作るときに、決定前に施策案を公表し、広く町民の意見を募集するものです。寄せられた意見を考慮して計画などを決定します。

受付期間は2月1日(金)から3月15日(金)まで

確定申告・住民税(町道民税)申告はお早めに

問・税務課 住民税係 ☎54・6604

期間内の申告を
忘れずに

平成30年分所得税の確定申告、平成31年度分町道民税(住民税)申告の受付が始まります。
国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方、また、その同一世帯の方で収入が0円でも、申告がないと本来よりも高い保険税や医療費を負担する場合があります。
申告が必要な方は忘れずに申告しましょう。

申告に必要なもの

〔収入を証明するもの〕
・源泉徴収票(公的年金、給与)
・収支内訳書(農業、営業所得などの事業所得、不動産所得がある人)
※事前に作成して持参してください。

〔控除を証明するもの〕
▼社会保険料控除
・平成30年中に支払った国民健康保険税などの領収書や

納付証明書
・国民年金保険料控除証明書
▼生命保険料控除
・生命保険料控除証明書
▼地震保険料控除
・地震保険料控除証明書
▼障害者控除
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
・障害者控除対象者認定書(65歳以上で①要介護1と要介護2の方、②要支援1と要支援2の方のうち、認知症がある方は障害者控除、要介護3から要介護5までの方は特別障害者控除に該当する場合があります、対象者は毎年認定を受ける必要があります。詳細は福祉課障がい福祉係 ☎54・6612)にお問い合わせください。
▼医療費控除
・平成30年中に支払った医療費控除の明細書
※医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計した記載が必要となります。
※事前に作成して持参してください。

▼住宅借入金等特別控除
・金融機関が発行する借入金の年末残高証明書
・家屋の登記事項証明書(敷地購入のローンがある場合は土地の登記事項証明書)
・家屋、土地の請負契約書または売買契約書のコピー(取得年月日・面積・取得価格がわかるもの)
※登記事項証明書は、平成31年1月1日以降のもの。
※増改築やバリアフリー改修工事の場合は、税務署で申告してください。
▼寄附金控除
・寄附先発行の領収書
※確定申告を行う場合は、ワンストップ特例制度が無効になりますので、「寄附金控除」を忘れずに追加してください。

〔その他必要なもの〕
・本人名義の振込先口座がわかるもの(預金通帳など)
※所得税が還付になる場合
・印鑑(認印で可)
・マイナンバー(個人番号)

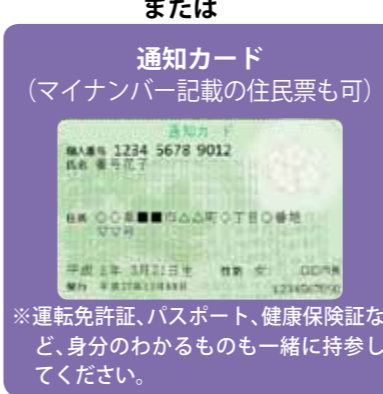
確定申告・住民税(町道民税)申告の日程表

各会場の初日は混雑が予想されます。長時間お待たせする場合がありますので時間に余裕を持って来場してください。3月15日(金)以降の申告は、確定申告は帯広税務署、住民税申告は役場税務課で受け付けます。

地区	受付期間 (土、日曜・祝日を除く)	時間	場所
札内・幕別	2月1日(金)～2月7日(金)	午前9時～午後4時	幕別町役場 (1階ロビー)
	2月12日(火)～3月5日(火)		札内コミュニティプラザ (集会室)
	3月7日(木)		糠内コミュニティセンター
	3月8日(金)～3月15日(金)		幕別町役場 (1階ロビー)
忠類	2月1日(金)～3月15日(金)		忠類コミュニティセンター (児童室)

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙など、確定申告に必要な書類は、税務課、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所にあります。

マイナンバーの確認方法



あなたは申告が必要？ 申告フローチャート



※あくまで簡易に判断する場合のフローチャートです。判断が難しい場合はお問い合わせください。

配偶者特別控除の適用範囲が変わりました

配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入だと103万円)を超えて配偶者控除の適用が受けられない場合に、一定の控除が受けられる配偶者特別控除について、平成30年分の申告から適用範囲が変わりました。
配偶者特別控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が85万円(給与収入だと150万円)まで引き上がり、これを超えると段階的に控除額が減少し、合計所得金額123万円(給与収入だと201万5,999円)まで控除を受けることができます。
配偶者特別控除の適用を受ける場合は、配偶者所得の確認が必要となりますので、源泉徴収票など収入がわかるものを持参してください。